

際、本書でも引用されている通り、小杉泰がハラール／ハラームをめぐる2分法と5範疇の差異を指摘しながらハラール産業研究の問題点を指摘しているように〔小杉 2019〕、有形のモノと無形の実践におけるハラール／ハラーム規範は、伝統的には異なった文脈のなかに位置づけられるものであるはずである。

この点は、イスラーム金融が展開してきたような、有形財を関与させることで、实体经济との繋がりを密にしていくイスラーム経済論の議論との類似点を指摘できる〔長岡 2011〕。しかし従来のハラール研究では、有形財と無形財の性質の違いは必ずしも明確に議論がされた訳でもなく、明確な社会的コンセンサスが形成された痕跡もみられない。本書の議論を踏まえるのであれば、無形財に立脚した一連のサービス経済実践は、有形財に立脚した従来のハラール認証制度とは異なった姿を見出すことができるであろう。この点、議論や概念の整理と今後の研究の進展が待たれるところである。

一連の多様な議論の可能性を感じさせる点でも、本書における議論が、今後のハラール研究の更なる広がりを考える際に、誰もが必ず参照することになる、古典的研究となることは、疑いの余地がないであろう。筆者の次なる研究を楽しみにしながら、ハラール研究の更なる発展を願ってやまない。

<参考文献>

- 小杉泰 2019 「イスラーム法における『ハラール』規定をめぐる考察——『ハラール／ハラーム』の2分法と法規定の『5範疇』の相関性を中心に」『イスラーム世界研究』12, pp.170–188.
- 長岡慎介 2011 『現代イスラーム金融論』名古屋大学出版会.
- Bergeaud-Blackler, Florence, Fischer, Johan, & Lever, John (eds.) 2016. *Halal Matters: Islam, Politics and Markets in Global Perspective*. Taylor & Francis.

(安田 慎 高崎経済大学地域政策学部准教授)

ハシャン・アンマール 『イスラーム経済の原像——ムハンマド時代の法規定形成から現代の革新まで』ナカニシヤ出版 2022年 ix+260頁

本書は、イスラーム世界の経済活動の中でも、「無利子金融」として知られるイスラーム金融とハラール産業における法的議論の史料や歴史を分析し、双方の産業発展を阻害する硬直的な視座を批判し、本来あるべきイスラーム経済とは何か提示する意欲的な学術書である。初期のイスラームで構想された「ヌズム(イスラーム的制度)」を解明し、著者独自の視点もくわえ、現代のイスラーム社会が目指すマカースイド(目的)を理解することができる。イスラーム経済を狭義で、リバー禁止の原則に基づいて「利子」を使わない「無利子金融」に限定しているが、本書でも主張しているように、なぜリバーが禁止されているのか(第2章)、イスラーム法の部分的な議論は多々あるが、史料や法学的議論から深く追求したものは貴重である。硬直的な視野で分析される「無利子金融」やハラール産業に対して、一石を投じるとい意味でも本書の価値は高い。

以下に、各章ごとの概要をまとめる。

「序論」の冒頭では、イスラーム金融とハラール産業の現代的な営為について、法的典拠の解釈の際に、啓示や法解釈の歴史的な変遷を網羅したものが少ないことが指摘されている。この問題意識から、リバー禁止を中心とするイスラーム金融を「無利子金融」と定義づけ、既存の研究では法的典拠に関わる歴史的な文脈だけでなく、法が形成された時代背景や当時の議論を前提とした考察が足りないとする。また、ハラール産業の先行研究について、伝統的な法学的議論があるものの、現代の革新的な技術に対して古典的な解釈に拘泥していることは問題だとする。イスラーム経済のあるべき姿を示し、イスラーム経済の正当性を判断する法的典拠と現代の法解釈を連結させる研究の必要性を訴えている。本書が「歴史と現代を結び合わせて考察」し、「イスラーム経済」の分野を金融に偏重しないで「無利子金融」論と「ハラール産業論」を包括的する分野として再定義することを目的とする(20–21頁)。

第1章の「理論的な考察」では、法規定が形成された法的典拠とその解釈の歴史的な変遷を分析する「総合

的コンテキスト分析」からイスラーム経済の理解を深化させるために3つのコンテキストによって構成される「史的展開のコンテキスト分析」の方法論を説明している。まず、イスラームの法的典拠であるクルアーン、ハディースなどを解釈して登場した法学を解説し、イスラームにおける法解釈について概観している。

次に法的典拠としてクルアーンの形成期である「啓示の史的展開」から、1つ目の「史的展開のコンテキスト分析」の手法について説明している。クルアーン自体のテキスト配列は時系列的な流れに即していない。そのため、クルアーンの規定を解釈する学問の中でも、啓示が下った時系列に則して分析する「アスバブ・アン＝ズール(啓示の契機)」に着目している。特に、預言者ムハンマドへの啓示がクルアーンに編纂される前の「初期の章句」を理解することが重要だとする。

2つ目の分析のためのコンテキストは、クルアーンの特定の章句と他の章句との相関性を理解するためにタフスィール学の文献を紹介し、特定の主題や課題についてクルアーンの解釈を行う「主題別タフスィール」について取り上げている。「主題別タフスィール」は、特定の主題についてクルアーンの解釈を経て、イスラーム社会の目的(マカースィド)を達成するための現代的な解釈を行う手法である。

3つ目のコンテキストは、「ヌズム論」に立脚し、「ムハンマド時代のマッカ期とマディーナ期を対象として、それらの制度の萌芽やビジョンを含め」、従来の「ヌズム論」とは違って理想の制度を追究し、信仰儀礼も含めた社会全体の制度として分析する(41頁)。また、分析の理論的枠組みを構築する際に参照する史料の位置づけや著者の解説をしている。ただし、ハディースについては、「小括」において史料として扱うことが困難であることに触れており、本書ではクルアーンとスンナの解釈を「総合的コンテキスト分析」において重点を置いていることがわかる。

第2章は「イスラーム初期における社会・経済と宗教倫理」と題し、リバー(利子)禁止をめぐるイスラーム経済論の議論を整理している。19世紀以降のイスラーム経済論ではリバー回避を中心とした議論が展開されてきたことを指摘し、元来どのような経緯で禁じられたのかを、本章において議論している。「リバー」がイスラーム以前のジャーヒリーヤ時代は「高利」を示していたが、本章では、リバーを巡る議論の史的変遷からリバーを3つに分類した経緯をマッカ期とマディーナ期に分けて考察している。

マッカ期の解説では、マッカが商業都市として成立し、資金の借り手が貸し手から倍にして返済させられたり、クライシュ族の一部の富裕層によって市場が支配されていたりした。ジャーヒリーヤ時代を含めたマッカ期のリバーは、返済期間の延長による貸し付けの増加が生じていたとする。

次にマディーナについて、まず、マディーナは経済資源に富んでおり、ユダヤ教徒が長年支配した地域であった。マディーナ期にイスラーム社会が形成されることで生じた新たな経済的価値として、「戦利品」と「ザカート(喜捨)」が登場したことが紹介されている。ジャーヒリーヤ時代にも存在した「戦利品」の概念が、イスラーム共同体を自衛する目的に転換し、新しい収入源となった経緯が、マディーナ期において下された啓示を史的に整理することで示されている。リバー禁止とザカート義務の相関関係について、ともに投資活動を促進する目的でマディーナ期に発展したという視座は興味深い。マディーナ期に、「取引の際に剰余を付加するのがリバー」にあたるとして「剰余のリバー」とされる(87頁)。「総合的コンテキスト分析」から、リバーによって搾取が起こる経済構造を次第に撤廃し、投資を通じて経済が循環する経済制度を目的とし、次第にリバーが禁じられていく経緯が解説される。著者はさらに、イッラに偏重した法学的議論ではなく、史的展開を追究するならば、「経済的な構成を実現するための市場経済と貨幣経済を推進する目的」がリバー禁止の議論に内包されているとしている。

第3章では、ハラール産業で議論される「ハラール(合法性)」の議論において、そもそも禁止されている「ハムル」(酩酊物)が何なのか追究している。ハムルが完全に禁止されるまでに4つの段階を踏んでいるとして、禁止される前、害があると認識された時期、部分的禁止が適用された時期と全面禁止がなされた時期に分けて、歴史的な過程を各法学派の議論を交えて考察している。本書ではクルアーンにおいても「段階的な禁止」がハムルに対し行われた過程を再構成し、ハムルが禁止されるに至った歴史的な事件や解釈の検討を試みている。ジャーヒリーヤ時代から、マイスィル(賭博)と同様に、ハムルの害が指摘されていた。しかし、著者の独自の視点として、信仰儀礼を含めた「ヌズム論」から、ジャーヒリーヤ時代から教友たちの存在した時代におけるイスラーム社会の伝統的な価値観として「けんかの原因となった飲酒を取り除く」目的があったとして、「ハムルをアルコールという化学物質に還元して、それが入っているかどうかというミ

クロナ視点で論じることが主流」となっている現代のハラール問題の硬直的な解釈を指摘している(139-140頁)。

ハムルに続いて、第2節では豚肉の禁止について、ハムルとは違い最初から全面的に禁止されていたとして、その法的典拠とその解釈について触れている。第3節ではイスラーム式のと畜や食肉方法について、法的典拠やジャーヒリーヤ時代からの慣習もあるが、「グローバルで統一的な食事規定が構築」されていることの重要性を指摘している(159頁)。

第4章は、イスラーム経済が20世紀から形成された過程を、古典的な典拠ではなく、現代的な法解釈であるファトワーを中心に整理している。現代のリバー論争について、19世紀以降に西洋型の経済がイスラーム世界に浸透することに抗う「反イスラーム的な要素の排除」を中心とした議論が展開され、イスラーム経済の目的に関する視点が抜けていると批判している(190-191頁)。同様にハラール産業についても「インドネシア味の素」事件やワクチンやアルコール成分をめぐる議論をもとに、ハラール産業において古典的な解釈をもとに、化学成分を分析しているために、歴史的なハラールの解釈と現代的な理解が乖離している状態にあると指摘している。

結論では、本書の位置づけとしてイスラーム経済論やハラール産業を分析するにあたり、「総合的コンテクスト分析」と地域研究におけるイスラーム学の新たな方法論として「ヌズム論」を提案したことを確認している。評者としては、法的典拠の規定だけでなく、なぜ禁止事項となったのか、歴史的な背景などをもとに、イスラーム世界が目標とする社会を実現するためにどうすべきなのか今後研究を進展することを期待している。

本書は、結論でも述べられている通り、イスラーム経済論やハラール産業の実態と目指すべきイスラーム社会を示す新たな分析方法や視座を提供したと評することができる。特に、日本で初めて「啓示の契機」を紹介し、独自の「ヌズム論」からイスラーム世界を分析する方法を示した意義は大きい。

本書のもう一つの意義は、イスラーム世界の経済活動を幅広く理解し、イスラーム経済学の中でもイスラミック・モラル・エコノミーにも通じるという点がある。本書でも登場する英国ダラム大学のメフメット・アシュタイ教授が、イスラミック・モラル・エコノミーの提唱者である。メフメット教授は、「イスラームの正義と価値観が欠如している」とし、従来型金融と競合するためにイスラーム的な要素が欠如しているイスラーム金融の実践を批判している[川村2021]。法的典拠の一部を切り取って、現代の事象を解釈することに傾倒していると「序章」でも先行研究に対して指摘しているが、イスラーム経済が現代において、どうあるべきなのか明示されず、本書のリバー論争でも取り上げられているように、硬直的な議論が中心となっていることは疑いを入れない。本書では、この本来あるべきイスラームを体現する制度を再構築するための知見を提示しており、イスラミック・モラル・エコノミー論への貢献も期待できる。

最後に、著者のハシヤン・アンマール氏が日本語で本書を仕上げるにいたった功労を称えたい。アラビア語での法学的な分析手法を検討するにあたって活用したアラビア語の法的概念を、日本語で端的に説明するためにかけた労力は計り知れない。

<参考文献>

川村藍 2021 「イスラーム金融とその民事紛争解決における法の変容と価値の創出——イスラームの公平性と正義の実現への模索」『立命館アジア・日本研究学術年報』2, pp. 59-65.

(川村 藍 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科特任助教)

Basem Mahmud. 2022. *Emotions and Belonging in Forced Migration: Syrian Refugees and Asylum Seekers*. Abingdon: Routledge, 210 pp.

2011年のシリア内戦勃発以降、シリア難民問題は移民・難民研究の分野で広く取り扱われてきた。特に2015年前後の「難民危機」は、ホスト国の国家の基盤や地域的安全保障を揺るがすような事態に発展し、国